

2025 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 リプライオリティ
代表者名 代表取締役社長 中山 伸之
(コード：242A 福証 Q-Board 市場)
問合せ先 取締役管理部長 井手 雅雄
(TEL. 092-686-8300)

臨時株主総会招集のための基準日設定 並びに資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 20 日開催の取締役会において、2025 年 9 月 19 日に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）のための基準日設定及び本臨時株主総会の付議議案（資本金の額の減少）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 7 月 31 日(木)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会における議決権を行使することができる株主として、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基 準 日： 2025 年 7 月 31 日(木)
- (2) 公 告 日： 2025 年 7 月 16 日(水)
- (3) 公 告 方 法： 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.repriority.co.jp/>

2. 資本金の額の減少について

(1) 目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、適切な税制への対応を通じて財務内容の健全性向上を図ることを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や 1 株あたり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金の額の減少の概要

① 減少する資本金の額

当社の資本金の額を 217,808,000 円から 167,808,000 円減少して 50,000,000 円といたしま

す。

② 減資の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式数の変更は行わず、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025 年 9 月 20 日を予定しております。

(3) 減資の日程

① 取締役会決議日：2025 年 6 月 20 日

② 債権者異議申述最終期日：2025 年 9 月 9 日（予定）

③ 臨時株主総会決議日：2025 年 9 月 19 日（予定）

④ 減資の効力発生日：2025 年 9 月 20 日（予定）

3. 今後の見通し

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、2025 年 9 月 19 日に開催を予定している臨時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されることを前提としております。

以上